GW2050 PROJECTS 推進協議会
2026 年 10 月 30 日

# 「令和 8 年度 沖縄の国際競争力の強化・持続的発展に向けた成長戦略策定事業」実施に係る支援業務委託 企画提案公募要領

「令和 8 年度 沖縄の国際競争力の強化・持続的発展に向けた成長戦略策定事業」実施に係る支援業務委託にあたり、プロポーザル方式により企画提案を公募する。

## 1. 委託業務名

「令和 8 年度 沖縄の国際競争力の強化・持続的発展に向けた成長戦略策定事業」実施に係る支援業務（以下「本業務」という。）

## 2. 委託業務の概要

本業務は、沖縄の基地返還予定地（那覇港湾施設、牧港補給地区、普天間飛行場）および那覇空港等の価値創造重要拠点を核として、経済成長を沖縄全県に波及させ、県内総生産と県民所得の向上および自立型経済の実現を目指す「GW2050 成長戦略」の実行・実装に向け、必要な調査・分析および検討を行うものである。

令和 6 年度調査（グランドデザイン）および令和 7 年度調査（実行計画）を通じて策定した「GW2050 成長戦略」の 28 の打ち出し策（以下「プロジェクト」という。）を踏まえ、プロジェクトの実現可能性を高めるための深掘り調査および実行・実装フェーズに向けた支援を行う。

対象プロジェクトの詳細等は、別添『「令和 8 年度 沖縄の国際競争力の強化・持続的発展に向けた成長戦略策定事業」実施に係る支援業務仕様書（共通事項）』（以下「共通仕様書」という。）および『個別業務仕様書』（以下「個別仕様書」という。）を参照すること。

なお、本要領における業務とは個別仕様書において区分された個別の調査・支援の単位を指し、提案者は、「共通仕様書」内の【支援業務一覧】の中から任意の業務を選択した上で提案を行うものとする。

「個別仕様書」に記載の内容は、本業務遂行上の基本要件を示したものである。本公募においては、提案者の高度な専門的知見を活かし、プロジェクトの発展に資する企画提案を期待する。

## 3. 委託期間

契約締結の日から 2027 年（令和 9 年）3 月 31 日まで

## 4. 支援業務名および各業務提案上限額

提案者は、「共通仕様書」および各対象業務に応じた「個別仕様書」の定めに従い、調査・分析・検討および計画策定等の業務を実施するものとする。

| 番号 | 支援業務名 | 提案上限額（税込） |
|---|---|---|
| 支援業務① | 全体戦略統括・実装化支援業務 | 73,200 千円 |
| 支援業務② | 既存産業の高付加価値化・市場拡大に向けた調査業務 | 19,500 千円 |
| 支援業務③ | ブルーエコノミー産業の創出に向けた調査業務 | 29,100 千円 |
| 支援業務④ | 先端医療の産業化に向けた調査業務 | 85,100 千円 |
| 支援業務⑤ | 航空宇宙の産業化に向けた調査業務 | 9,600 千円 |
| 支援業務⑥ | 那覇空港等機能強化に向けた調査業務 | 25,000 千円 |
| 支援業務⑦ | 基幹交通の整備に向けた調査業務 | 15,000 千円 |
| 支援業務⑧ | 観光経営人材・外国人材活躍環境整備に向けた調査業務 | 14,000 千円 |
| 支援業務⑨ | クリーン燃料拠点整備・サプライチェーン構築に向けた調査業務 | 40,000 千円 |
| 支援業務⑩ | ヨウ素等地域資源利活用に向けた調査業務 | 20,000 千円 |
| 支援業務⑪ | 官民連携プラットフォーム構築に向けた調査業務 | 15,000 千円 |

※上記金額は、企画提案において提示する金額の上限額であり、契約金額ではない。

## 5. 登録資格

登録者は、日本国内に本店または支店を有する法人である単体企業または共同企業体とし、次に掲げる要件を満たすものとする。

（１） 単体企業による登録

単体企業で登録する場合は、次に掲げる①から⑧までの要件を全て満たすこと。

① 沖縄県内に本店、支店または営業実態のある営業所を有する法人であること。

② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始または民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

③ 宗教活動または政治活動を主たる目的とする団体でないこと。また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員、その他暴力団と密接な関係を有する者でないこと。さらに、役員等がこれらに該当せず、別に定める誓約書【様式２】に掲げる暴力団排除に関する事項のいずれにも該当しないこと。

④ 国、地方公共団体その他公共機関から指名停止措置を受けている期間中ではないこと。

⑤ 租税の未申告または滞納がないこと。

⑥ 当該業務の遂行に必要な関連知識を有し、かつ、業務を的確に遂行するに足る能力、組織、人員等を有していること。

⑦ 当該業務に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

⑧ 過去５年間において、「個別仕様書」に示す対象「業務」に関連する国内外での調査、研究、企画等の実績を有していること。

（２） 共同企業体による登録

共同企業体で登録する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。

① 代表構成員もしくは構成員のうち少なくとも 1 者が、沖縄県内に本店、支店または営業実態のある営業所を有する法人であること。

② 共同企業体（代表構成員および構成員）として、「（１）単体企業による登録」に掲げる②から⑧までの要件を全て満たしていること。

③ 代表構成員は、業務目的の達成のため代表構成員以外の構成員との連携を密にし、業務の推進および成果の達成を図るものとする。

## 6. 登録方法

（１） 公募要領および仕様書等の配付

① 配付開始：2026 年 10 月 30 日（金）

② 配付方法：GW2050 PROJECTS 推進協議会 ウェブサイトからダウンロード

【URL】https://www.gw2050.okinawa/

（２） 事業説明会（Web）

① 開催日時：2026 年 11 月 6 日（金）9 時（30 分程度）

② 受付期限：2026 年 11 月 5 日（木）12 時まで

③ 申込方法：

ア. 「13. 問い合わせおよび提出先」記載のメールアドレス宛に申し込むこと。

イ. メール件名に【事業説明会申込（企業名）】と記載すること。

ウ. 本文に企業名、担当者名、連絡先、メールアドレスを記入すること。

エ. 複数のアカウントでの参加を希望される場合は、それぞれ申し込むこと。

オ. 申込みをいただいた後、当方より Web 会議 URL をメールにて通知する。

※説明会への参加は任意であり、登録資格や選定審査における判断に影響はない。

（３） 参加登録

参加登録を行った企業の登録資格を審査し、要件を満たした企業に対して参加資格を付与する。また、参加登録は支援業務ごとに行うものとし、複数の支援業務へ参加する場合は、参加を希望する支援業務ごとに提出書類ア～オを提出すること。

① 登録期限：2026 年 11 月 9 日（月）12 時必着

② 登録方法：「13. 問い合わせおよび提出先」記載のメールアドレスに PDF 形式にて送付

③ 提出書類：

ア. 参加登録申込書【様式１】

イ. 誓約書【様式２】

ウ. 会社概要【様式３】

エ. 業務実績書【様式４】

オ．現在事項全部証明書の写し（発行日から３か月以内とする。）

④ 重複登録の制限

登録する単体企業および共同企業体の構成員は、同一の業務に重複して登録することはできない。ただし、異なる業務への複数登録は認めるものとする。

⑤ 共同企業体で申込む場合の留意事項

- 共同企業体の代表構成員が登録を行うこと。
- 共同企業体で登録する場合、業務実績書は代表構成員および構成員の実績をまとめ、代表構成員が提出するものとする。
- 代表構成員以外の構成員については、誓約書【様式２】、会社概要【様式３】および現在事項全部証明書を、代表構成員が取りまとめて提出すること。

⑥ 資格通知：参加資格の有無については、2026 年 11 月 10 日（火）までにメールにて通知する。

（４） 質問の受付および回答

参加資格を有する旨の通知をした事業者からの質問を受け付ける。

① 受付期限：【第１回】2026 年 11 月 13 日（金）12 時
【第２回】2026 年 11 月 18 日（水）12 時

② 質問方法：支援業務ごとに質問書【様式５】を作成の上、「13．問い合わせおよび提出先」記載のメールアドレスに、Word 形式で送付すること。

③ 回答方法：上記受付期限後、速やかにメールにて回答する。質問内容および回答は、質問者を伏せた上で、原則、参加資格を有するすべての事業者へ開示する。

（５） 企画提案書等の提出

企画提案は支援業務ごとに行うものとし、複数の支援業務へ提案する場合は、支援業務ごとにア～オの資料を提出すること。

① 提出期限：2026 年 11 月 24 日（火）12 時

② 提出方法：「13．問い合わせおよび提出先」記載のメールアドレスに PDF 形式にて送付

③ 提出書類：

ア．企画提案申請書【様式６】
イ．企画提案書【任意様式/A４版８頁以内/文字サイズ原則 12pt 以上】
ウ．提案見積書【様式７】
エ．業務実施体制【様式８】
オ．共同企業体協定書【任意様式】（共同企業体の場合のみ）

## 7．企画提案書の作成方法

企画提案書は、参加資格を付与された支援業務について、「個別仕様書」内の各項目順に沿って作成すること。複数の支援業務について参加資格を付与されている場合は、それぞれの支援業務

について企画提案書を提出するものとする。

## 8. 企画提案に係る留意事項

（１） 企画提案書等は、登録する支援業務ごとに作成・提出するものとし、同一の支援業務については提案者 1 者につき 1 提案のみ受け付けるものとする。なお、提出書類の返却は行わない。

（２） 以下のいずれかに該当する場合は、企画提案書を無効とする。

① 委託事業者を選定するまでの間に「５． 登録資格」に示す資格要件を満たさなくなった場合

② 企画提案書の業務内容の部分が「個別仕様書」に沿った内容となっていない場合

③ 提案見積額が上限額を超過している場合

④ 提出された資料に虚偽の記載があった場合

（３） 企画提案書作成に要する費用等、企画提案に要する経費については、提案者の負担とする。

（４） 提出された企画提案書等は、本件企画提案における選定作業以外には使用しない。

（５） 選定に関する審査基準、審査内容および結果等については公表しない。

（６） 当協議会は本件における手続きや委託事業者の決定プロセスにおいて、いかなる法的責任を負うものではなく、提案者は当協議会に対し損害賠償請求その他一切の請求を行うことができないものとする。

## 9. 委託事業者の選定方法

選定審査会において、提出された企画提案書の内容を総合評価方式「提案内容・提案金額」で審査し、各業務の優先交渉の順位を決定する。なお、評価項目および配点は、選定審査会が別途定める審査基準に基づき実施する。

## 10. 結果の通知

選定結果は、全ての提案者（共同企業体の場合は代表構成員）に対して個別に通知する。

## 11. 委託事業者の決定および契約

優先交渉権者と提案内容および契約内容について協議の上、委託契約を締結するものとする。
なお、優先交渉権者との協議が調わない場合は、次順位の交渉権者と協議を行うものとする。
また、当該提案者が複数の支援業務を受託する場合においても、契約は支援業務ごとに個別に締結し、委託内容、委託金額および経費を支援業務ごとに明確に区分して管理するものとする。

## 12. 公募スケジュール

| 番号 | 項目 | 日程 |
|---|---|---|
| 1 | 公募開始 | 10 月 30 日（金） |

| | | |
|---|---|---|
| 2 | 事業説明会（Web）参加申込受付期限 | 11 月 5 日（木）12 時 |
| 3 | 事業説明会（Web）実施日 | 11 月 6 日（金）9 時（30 分程度） |
| 4 | 参加登録申込期限 | 11 月 9 日（月）12 時 |
| 5 | 参加資格通知 | 11 月 10 日（火） |
| 6 | 第 1 回質問受付期限 | 11 月 13 日（金）12 時 |
| 7 | 第 2 回質問受付期限 | 11 月 18 日（水）12 時 |
| 8 | 企画提案書等提出期限 | 11 月 24 日（火）12 時 |
| 9 | 決定通知 | 12 月上旬（予定） |
| 10 | 契約締結 | 12 月中旬（予定） |

**13. 問い合わせおよび提出先**

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町 114-4　6 階
GW2050 PROJECTS 推進協議会 事務局
E-mail：contact@gw2050.okinawa

以上